

議案第 16 号

野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年野田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 (平成25年野田市条例第21号)

改 正 案	現 行
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者等(高齢者又は障がい者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。)が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者等(高齢者又は障がい者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。)が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)